

韓国における無償保育政策の展開と課題

蘇 珍伊*

Development and Issues of Free Childcare Policies in Korea

SO Jinyi

要 約

本研究では、韓国における無償保育政策の展開と課題について明らかにし、その結果を踏まえ、日本への示唆について検討することを目的とした。まず、韓国の少子化問題と対策について検討し、韓国の保育施設であるオリニジップと幼稚園の概要、共通教育課程（ヌリ課程）、保育教師と幼稚園教師について紹介した。そして、保育・幼児教育政策の変遷について、嬰幼兒保育法・幼児教育法の制定や第1～3次中長期保育基本計画を中心に整理した。無償保育政策は、「保育料・幼児学費の支援」と「養育手当」で構成されており、制度の仕組み、対象、支援金等についてまとめた。無償保育政策により、養育費負担の軽減や母親の就労機会の増加等の効果が確認されたものの、出生率の増加はみられなかった。さらに、保育サービス利用の増加による家庭の養育力の低下や保育の質の低下、「保育料・幼児学費の支援」と「養育手当」の不公平問題、私教育の拡大による教育格差などが無償保育政策の課題として挙げられた。

キーワード：無償保育政策、保育料支援、養育手当

1. はじめに

日本において2019年10月から幼児教育・保育の無償化が全面的に実施された。これは、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組むものであり（厚生労働省2019）、政府が掲げた「人づくり革命」の主となる施策である。人生100年時代を見据え、人づくりこそが次なる時代を切り開く原動力であるとし、子育て世代、子どもたちに大胆に政策資源を投入することで、社会保障制度を、お年寄りも若者も安心できる全世代型へ改革し、希望出生率1.8の実現を目指すものである（内閣府2018）。しかしながら、制度の実施をめぐっては、全面無償化に対応するだけの受け皿がハードの

面でも人材の面でも十分に整備されるのかどうか、保育者の負担増加や保育の質の低下などの懸念の声もあるのが現状である。一方、韓国では日本に先立ち少子化対策の一環として2012年から無償保育政策¹⁾が施行された。所得制限はなく、0～5歳までの子どもの保育施設の保育料が無償であり、共働き世帯でなくても子どもを預けることができる。無償保育政策により、保育施設数と利用者数は増えたが、合計特殊出生率は2018年0.98（統計庁2019）まで低下し、出生率の向上につながるような効果はまだ期待できない状況である。また、公正な教育機会の保障や、養育費負担の軽減、母親の就労機会の増加など、肯定的な評価が得られているものの、保育施設の教師が急増したことに伴い、保育施設での虐待が社会問題となり、保育の質の低下が指摘されるようになった。そのため、無償化して3年後の2015年からすべての保育施設にCCTV（監視カメラ）の設

* 中部大学現代教育学部幼児教育学科

置が義務付けられたが、教師による虐待の問題は解消されていない。さらには保育サービスの過剰利用や、家庭の養育力の低下、私教育の拡大など無償保育政策をめぐる課題も多いのが現状である。このような韓国の状況が日本に与える示唆は大きく、このような現状を直視し、無償化導入がもたらす問題を事前に防ぎ、どうすれば、無償化政策を効果的に実施することができるのか、模索する必要があると考える。そこで、本研究では、韓国における無償保育政策の展開について明らかにし、無償保育政策がもたらした効果及び課題について検討することを目的とする。また、その結果を踏まえ、日本への示唆について述べる。

2. 韓国の少子化問題と対策

韓国は、世界で最も少子化が進んでいる国である。韓国の合計特殊出生率は、1971年の4.54を頂点に1987年に1.53まで低下した。1990年代前半には1.7まで回復するが、以降再び減少傾向に転じ、2001年以降、1.3を下回り、超少子化社会に進入した。その後、合計特殊出生率は、緩やかな微増減を繰り返したが、2017年1.05と急減し、合計特殊出生率が1.10を下回ったのは、2005年の1.08以来12年ぶりであった。さらに、2018年の合計特殊出生率は、初めて1.0を割り込んで0.98（出生児数326,800人）となり、出生統計作成（1970年）以来、最低値となった（統計庁2019）。韓国の合計特殊出生率は、人口維持のために必要な2.1の半分にも満たない水準であり、OECD加盟国の平均1.68（2016年）を大きく下回り、最下位である。

韓国は、このような合計特殊出生率の低下が生産年齢人口の不足や消費の萎縮を招き、ついには経済活力の低下により、国家存続まで脅かされることになると、少子化問題の深刻性を認識し、これを解決する法案として2005年に「少子化・高齢社会基本法」を制定した。そして、大統領直属の少子化・高齢社会委員会を設置し、2006年から2020年まで、5年毎に第1次～3次少子化・高齢社会基本計画を策定し、出生率を上げるための様々な出産奨励策を推進してきた（保健福祉部2015）。特に第3次少子化・高齢社会基本計画（2016～2020年）では、「少子化

克服のゴールデンタイム」を強調し、「2020年に合計特殊出生率を1.5にする」という目標を掲げた。また、少子化の主要因である晩婚化・非婚化の深化に焦点を当て、若い世代が結婚を躊躇したり、諦めたりする原因である雇用・住宅等の社会・経済的問題の解決を目指すことを方針とした（保健福祉部2019a）。しかしながら、政府の努力にもかかわらず、子どもを安心して預けられる保育・教育施設が不足していることや、若い世代に安定した職場と居住環境が保障されていない状況から、合計特殊出生率は伸びることなく、低い水準に留まっている。このことから、韓国政府は、合計特殊出生率の量的目標の設定等の国家主導的観点に偏り、女性、若者、児童等の政策需要者への配慮が足りなかったことを反省し、2018年12月、第3次少子化・高齢社会基本計画を大幅修正した「少子化・高齢社会政策ロードマップ」を発表した。「2020年に合計特殊出生率を1.5にする」という目標の実現が不可能であると判断し、この合計特殊出生率にこだわらず、「出生児数30万台の維持」に焦点を当てることとし、政策目標も「合計特殊出生率の引き上げ」から、「生活の質の改善」と「性平等の確立」と変更し、すべての世代の生活の質を改善する方向へと政策のパラダイムの転換を図った（連合ニュース2018）。つまり、韓国の少子化政策は、若い世代に結婚と出産を選択しても生活の質が下がることなく、幸せになれるという希望を持たせることと、性平等な職場と社会を実現することを目指して進み始めたのである。

3. 韓国の保育・幼児教育制度

(1) オリニジップ（子どもの家）と幼稚園

韓国の保育・幼児教育制度には、オリニジップ（日本の保育所に当たる保育施設）と幼稚園があり、それぞれの概要、現状、保育・教育課程について述べる。

オリニジップは、「オリニ」は「子ども」、「ジップ」は「家」、つまり「子どもの家」という意味であり、嬰幼児保育法第2条第3号に「オリニジップとは、保護者の委託を受け、乳幼児を保育する機関をいう」と定められている。オリニジップは、保健福祉部（日本の厚生労働省に当たる省庁）が管轄しており、0～5歳の乳幼児を対象に、親の就労などの利用要

件はなく、希望する者は誰でも利用することができる。また、嬰幼兒保育法第10条に7種類のオリニジップが規定されており、それぞれ2018年の設置状況（設置数・利用児童数）をみると、国公立オリニジップが3,602か所、200,783人、社会福祉法人オリニジップが1,377か所、92,787人、法人・団体等のオリニジップが748か所、41,298人、職場オリニジップが1,111か所、62,631人、家庭オリニジップが18,651か所、302,674人、親協同オリニジップが164か所、4,360人、民間オリニジップが13,518か所、711,209人である。全体オリニジップ39,171か所の中、最も多いのが家庭オリニジップであり、47.6%を占めている。また、全体利用児童数1,415,742人の中、最も多いのが民間オリニジップの50.2%であり、半数以上の子どもが民間オリニジップに通っていることがわかる（保健福祉部2019b）。韓国では、国公立オリニジップに関する信頼度が高く、親が安心して子どもを預けられる国公立オリニジップを毎年550か所以上、職場オリニジップを毎年100か所以上新設し、2021年には、利用児童の40%が公保育施設を利用できるようにすることを保育政策の目標としており、2018年改正された嬰幼兒保育法により、500世帯以上の共同住宅には、国公立オリニジップの設置が義務付けられた。また、職場オリニジップの義務設置基準も強化され、常時勤労者300人以上の職場に対してオリニジップの設置が義務付けられた（国民日報2019）。

次に幼稚園についてみると、教育基本法第9条第1項に「幼児教育・初等教育・中等教育及び高等教育を行うための学校をおく」となっており、この教育基本法第9条による幼児教育に関する事項を定めることを目的とし、幼児教育法が制定された。幼稚園の定義については、幼児教育法第2条第2号に『幼稚園』とは、幼児教育のためにこの法によって設立・運営される学校をいう」と定められている。また、幼稚園は、教育部（日本の文部科学省に当たる省庁）が管轄しており、3～5歳の子どもを対象としている。2018年現在9,021か所の幼稚園があり、園児数は、675,998人である。内訳をみると、国立幼稚園が3か所、249人であり、公立幼稚園が4,798か所、172,121人、私立幼稚園が4,220か所、503,628人であり、設置数としては、国公立幼稚園が過半数を占

めているが、園児の74.5%が私立幼稚園に通っている現状がわかる（教育部2019a）。なお、前述のオリニジップと同じく、公教育の機会を確保することが課題となっており、教育部は、国公立幼稚園において5年間に2,600学級を新・増設し、25%程度の国公立幼稚園の就園率を40%まで拡大することを目標としている（国民日報2018）。

最後に、オリニジップと幼稚園の保育・教育課程についてみると、2012年3月に二元体制であったオリニジップの「標準保育課程」と「幼稚園教育課程」を統合し、未来の人的資源への投資として保育・教育に対する支援を拡大し、養育負担の軽減、公正な機会の保障及び健康的な成長・発達の支援を狙いとする共通教育課程「ヌリ課程」が導入された（保健福祉部）。「ヌリ課程」の「ヌリ」は、「世の中」を意味し、「国が公正な機会均等を保障し、質の高い教育課程を提供することで、子どもが夢と希望を持って世の中で生きていく」という意味が含まれている。導入当時は5歳児を対象に実施していたが、2013年3月から3～4歳児まで拡大し、すべての3～5歳児は、オリニジップと幼稚園の区別なく同じ教育課程による教育を受けることになった（保健福祉部）。なお、2015年改正が行われ、1日教育課程の運営時間が3～5時間から4～5時間へ変更された（教育部2015）。

（2）保育教師と幼稚園教師

韓国の保育施設で働く保育者を保育教師（日本の保育士に当たる）と幼稚園教師（日本の幼稚園教諭に当たる）という。オリニジップと幼稚園の共通教育課程「ヌリ課程」が施行されたにもかかわらず、保育者の資格システムは、二元化されたままである。

保育教師は、1級、2級、3級の資格体系となっており、嬰幼兒保育法第21条に該当する者に保健福祉部長官から資格証が授与される。等級別資格基準を低いレベルからみると、保育教師3級資格基準は、高等学校もしくは同等レベル以上の学校を卒業し、保健福祉部長官が定める教育訓練施設で所定の教育課程を修了した者である。次に保育教師2級資格基準は、①短期大学もしくは同等レベル以上の学校において、保育関連教科目を履修し卒業した者、②保育教師3級資格取得後、2年以上の保育業務経

歴を持ち、昇給教育を受けた者である。最後に保育教師1級資格基準は、保育教師2級資格取得後、①3年以上の保育業務経歴を持ち、昇給教育を受けた者、②保育関連大学院で修士学位を取得し、1年以上の保育業務経歴を持ち、昇給教育を受けた者である。一方で、幼稚園教師は、正教師1級、正教師2級、準教師の資格体系となっており、幼児教育法第22条第2項の別表2の資格基準に該当する者に教育部長官から資格証が授与される。等級別資格基準を低いレベルからみると、準教師資格基準は、幼稚園準教師資格検定に合格した者である。次に幼稚園正教師2級資格基準は、①大学の幼児教育学科を卒業した者、②大学（短期大学等を含む）を卒業した者在学中に所定の保育科教職単位を取得した者、③教育大学院もしくは大学院の教育科で幼稚園教育課程を専攻し、修士学位を取得した者、④準教師資格取得後、2年以上の教育経歴を持ち、所定の再教育を受けた者である。最後に幼稚園正教師1級資格基準は、幼稚園正教師2級資格取得後、①3年以上の教育経歴を持ち、所定の再教育を受けた者、②教育大学院もしくは大学院の教育科で幼稚園教育課程を専攻し、修士学位取得後、1年以上の教育経歴を持っている者である。

以上の資格基準からわかるように、大学の幼児教育学科で3～4年の教育を受ける幼稚園教師とは違い、保育教師は、大学教育の他、通信制大学、保育教師教育院及び単位銀行制²⁾等で、一定の教科目の単位を取得することで資格が与えられる開放型養成であるため、保育者の専門性に格差がみられる。この保育者の資質と力量の差は、乳幼児に提供される保育と教育の質を大きく左右する要因であり（イ2017）、特に近年保育教師3級取得者の増加が保育教師の専門性を阻害する要因として問題になっている（鄭2015）。そのため、第3次中長期保育基本計画では、保育教師の資格体系を1～2級を中心に改編し、短期大学以上の学位を義務付ける「学科制」を導入することで、幼稚園教師との格差を解消し、保育サービスの質を向上させるという目標を掲げた。保健福祉部は、2022年から「学科制」を実施し、保育教師教育院や単位銀行制による資格取得を廃止し、大学中心の資格取得体系の構築を推進している（保健福祉部2017）。

4. 韓国における保育・幼児教育政策の変遷

韓国の保育・幼児教育政策の沿革を表1に示した。韓国の保育事業は、1921年に貧困児童を対象とした救済事業の一環として実施された「テファキリスト教社会館」の「託児事業」からスタートした。戦後、1960年まで核心的な保育政策はなく、1961年になって児童福利法が制定され、親の保護を欠いている低所得共働き世帯に育つ子どもを支援するために「託児事業」を制度化した。1960年代後半、経済開発5か年計画が推進され、都市化及び産業化によって保育の需要が大きく増加し、1968年には法人格のみ設置・運営が可能であった保育施設を民間にも許可され、「託児所」という名称も「オリニジップ」へ変更された。また、1981年に「児童福利法」が「児童福祉法」へ全面改正され、救護的性格であった政策の方向性が変わり、児童を保護と教育の対象とする保育の概念が導入された。1982年、幼児教育振興5か年計画をもとに「幼児教育振興法」が制定され、すべての保育施設が「セマウル幼稚園」へ統合された（パク2018）。しかしながら、「セマウル幼稚園」は、共働き家庭の増加により増え続ける託児需要の問題を解消することができず、1987年、「男女雇用平等法」を制定し、女性の経済活動を支援するための職場託児施設を設置することになった。このように保育政策は、「児童福祉法」、「幼児教育振興法」、「男女雇用平等法」に分散・多元化していたため、法体制や管轄を統合して効率性を強化し、保育を専門的に行うための法的根拠を整備することが求められた。よって、1991年嬰幼兒保育法が制定され、「託児事業」から保護と教育を統合した「保育事業」へ転換され、「セマウル幼稚園」は「オリニジップ」へ名称変更された。しかし、この法律は、保育対象を保護者が仕事や疾病等で養育できない乳幼児とし、選別的支援に留まる限界があった。また、金永三政権（1993～1998年）は、保育インフラを構築するため、「保育施設3か年拡充政策（1995～1997年）」を推進したが、量的成長は成し遂げたものの、民間保育施設を中心に拡充がなされたため、保育施設の民間依存度が高くなり（9割以上）、施設類型間の深刻な不均衡を招く結果となった（ソ2016）。2000年代に入ると、親の責任とされ

てきた子どもの養育を、国の責任のもとで行うべきであるという「公保育思想」が広まり、2002年の大統領選挙から乳幼児の無償保育・幼児教育を公約として取り上げるようになった（呉地2014）。盧武鉉政権（2003～2008年）は、2004年1月、嬰幼兒保育法を全面改正し、すべての乳幼児を対象とする普遍的保育理念を導入し、保育政策が発展できる土台を築いた（パク2018）。また、同年「幼児教育振興法」を廃止し、幼稚園を対象とした単独法である「幼児教育法」を制定した。2006年には、保育の公共性の強化と保育サービスの質の向上のため、第1次中長期保育基本計画である「セサック（若芽）プラン」を発表した。公保育の基盤づくり、父母の育児負担の軽減、多様な保育サービスの提供、児童中心の保育環境づくり、保育サービス管理体系の強化に重点をおき、特に保育料支援を拡大し、保育施設の評価認証制を導入した。次の李明博政権（2008～

2013年）は、「セサックプラン」を補完・修正した「アイサラン（子ども愛）プラン」（2009～2012年）を発表した。国家の責任を強化し、保育サービスを「嬰幼兒」中心にすることを目標とし、保育料支援の拡大、養育手当の導入（表2）、保育電子バウチャー（アイサランカード³⁾）の導入、5歳児のヌリ課程の導入等の政策を実施した。朴槿恵政権（2013～2017年）は、2013年3月から、0～5歳児の無償保育、養育手当等の支援策を実施するとともに、ヌリ課程を3～4歳児にも拡大・実施した。また、オリニジップ保育教師による児童虐待が社会問題として浮かび上がり、2015年、児童虐待防止等の乳幼児の安全と保育施設の防犯のため、すべてのオリニジップにCCTV（監視カメラ）の設置が義務付けられた（嬰幼兒保育法第15の4）。なお、共働き家庭等の長時間オリニジップの利用が必要な子育て世帯に、必要に応じて十分な保育サービスを提供することで子育て

表1 韓国の保育・幼児教育政策の沿革

時期	内 容
1921年	低所得層子どものための託児事業
1961年	「児童福祉法」の制定 —託児施設（設置基準、期間、保護内容等）を規定
1981年	「児童福祉法」を「児童福祉法」へ改正
1982年	「幼児教育振興法」の制定、セマウル幼稚園運営
1987年	「男女雇用平等法」による職場託児制度の導入
1991年	「嬰幼兒保育法」の制定、「託児」から「保育」へ転換
2004年	「幼児教育法」の制定
2006年 ～2008年	第1次中長期保育基本計画「セサック（新芽）プラン」（女性家族部） —女性の社会進出の増加に対応する保育サービスの供給に重点
2009年 ～2012年	第1次中長期保育基本計画を補完・修正した「アイサラン（子ども愛）プラン」（保健福祉部） 国家責任の強化、保育サービスを「嬰幼兒」中心に設定
2013年 ～2017年	第2次中長期保育基本計画 —無償保育の導入と需要者中心の支援に重点
2013年	保育料・養育手当の全階層支援の実施 3～5歳共通教育課程「ヌリ課程」の導入
2014年	入所待機システム（電算化）の導入
2015年	すべてのオリニジップにCCTV（監視カメラ）の設置 妊娠・出産・育児関連ウェブサイトを統合「子ども愛ポータル」
2016年	「需要者に合わせた保育」の導入・施行
2018年 ～2022年	第3次中長期保育基本計画 —保育の公共性の強化、保育体系の改編、保育サービスの質の向上、父母養育支援の拡大に重点
2018年 ～2022年	幼児教育発展基本計画 —公共性の強化を通じた幼児教育の革新方案、2019改正ヌリ課程

出所：保健福祉部ホームページ「保育政策の沿革」、教育部ホームページ「政策情報公表—幼児教育—」を参考に筆者作成

表2 韓国の保育・幼児教育政策の拡大の推移（2008年～現在）

時期	保育料支援			養育手当
	乳児（0～2歳）	幼児（3～4歳）	幼児（5歳）	乳幼児
2008.3～ 2009.2	・法定低所得階層（全額） ・所得認定額が最低生活費120%水準の階層（全額） ・所得下位50%の所得階層（80%） ・所得下位70%の所得階層（60%） ・所得下位100%の所得階層（30%）		・所得下位50%の所得階層（全額）	
2009.3～ 2011.2	・所得下位50%以下の所得階層（全額） ・所得下位50%の所得階層（60%） ・所得下位70%の所得階層（30%）		・所得下位70%以下の所得階層（全額）	2009.7 導入 ・2010 0～1歳児 （月10万ウォン）
2011.3～ 2012.2	・所得下位70%以下の所得階層（全額）			・所得認定額が最低生活費100～120%水準の階層 0～2歳児（月20～10万ウォン）
2012.3～ 2013.2	・全所得階層（全額）	・所得下位70%以下の所得階層（全額）	・全所得階層（全額）	
2013.3～ 現在	・全所得階層（全額）			・0～2歳児（月20～10万ウォン） ・3～5歳児（月10万ウォン）

出所：保健福祉部ホームページ「保育事業2008-2012年」を参考に筆者作成

てと仕事の両立を支えることを狙いに、「需要者に合わせた保育サービス」が2016年7月から施行された。0～2歳の乳児を対象とし、必要に応じて「基本クラス（1日12時間）」と「短時間利用クラス（1日6時間）」から選択することができるようになった。現、文在寅政権（2017年～現在）は、保育と養育に対する社会的責任を強化するため、保育の公共性の強化、保育体系の改編、保育サービスの質の向上、父母養育支援の拡大に重点をおいた第3次中長期保育基本計画（2018～2022年）を発表した（保健福祉部2017）。主な内容として、国公立オリニジップの利用率の拡大、オリニジップの保育支援体系の改善と保育料支援の基盤構築、保育教師の資格体系の改編による幼稚園教師との格差解消、オリニジップの義務評価制（2019年6月スタート）による保育サービスの質の向上、短時間利用クラスの増設等が挙げられる。また、文在寅政権は、国政運営5か年計画において、「教室革命を通じた公教育の革新」を明示し、細部課題の一つとして生徒中心の教育課程の改編を提示した。教育部は、この国政課題を具現化するため、「幼児教育発展基本計画（2018～2022年）」を発表し（教育部2018）、2019年7月にヌリ課程の内容を幼児中心・遊び中心の教育課程へ

改正した。改正ヌリ課程は、2020年3月から施行される（教育部2019b）。

5. 韓国の無償保育政策の内容

韓国の無償保育政策は、大きく「保育料・幼児学費の支援（嬰幼兒保育法34条、幼児教育法24条）」と「養育手当（嬰幼兒保育法34条の2）」に区分することができる。「保育料」は、オリニジップを利用する0～5歳の乳幼児に支給され、「幼児学費」は、幼稚園を利用する3～5歳の幼児に支給される。「養育手当」は、オリニジップや幼稚園等の保育施設を利用していない就学前86か月未満の乳幼児に支給される。「保育料支援・幼児学費の支援」も「養育手当」も保護者の所得制限はなく、すべての乳幼児を対象としている。

オリニジップを利用する際の保育料支援は、親保育料、基本保育料、緊急保育バウチャーの3種類で提供される。基本クラスに対しては、親保育料と基本保育料が、短時間利用クラスに対しては親保育料と基本保育料、そして緊急保育バウチャーが提供される（表3）。親保育料は、対象となる乳幼児世帯に支給されるものであり、政府がオリニジップに支

給するのではなく、保護者が登録した保育電子バウチャー（アイヘンボックカード³⁾）に振込まれ、保護者は「アイヘンボックカード」から直接保育料を支払う仕組みである。現金支給ではなく、保育電子バウチャーを使うことによって、保育料以外の目的で使用する不正を防止するとともに、保護者が直接支払うことで保育政策の体感度を高めるという狙いがある。

基本保育料は、政府から人件費の支援を受けていない民間の家庭オリニジップにおいて、0～2歳及び障害児保育を行う際に支給される。一方、「短時間利用クラス」を利用している乳児には、追加でオリニジップを利用する場合に使える「緊急保育バウチャー」（月15時間）が支給される。また、緊急保育バウチャーが余った場合、翌年2月までに繰り越しが可能であり、使用内訳は、「子ども愛ポータル」で確認することができる。

2019年における年齢別の親保育料の支援金額（月額）は、「基本クラス」の場合、0歳が454,000ウォン、1歳が400,000ウォン、2歳が331,000ウォン、3～5歳が220,000ウォンであり、「短時間利用クラス」の場合、0歳が354,000ウォン、1歳が311,000ウォン、2歳が258,000ウォンである（表3）。また、幼児学費の支援金額は、国公立幼稚園の場合、60,000ウォン、私立幼稚園の場合、220,000ウォンである（表4）。オリニジップの3～5歳児の親保育料と私立幼稚園

の幼児学費の支援金は同じ金額となっているが、2020年3月から7年ぶりに20,000ウォン引き上げられ、240,000ウォンが支給される予定である。

養育手当は、2009年7月に導入され、支援金額の引き上げや、対象の拡大が行われ、すべての乳幼児が対象となった（表2）。一般家庭の養育手当の金額（月額）は、0～11か月の場合は200,000ウォン、12～23か月の場合は150,000ウォン、24か月以上～86か月未満の場合は100,000ウォンである。また、農漁村養育手当及び障害児童養育手当の金額は表5のとおりである。

最後に、2019年に改正された嬰幼兒保育法及び施行規則により、2020年3月から変わる保育支援体制について述べる（保健福祉部2019c）。オリニジップは、1日12時間運営し、保育教師は、1日8時間勤務することが原則となっているが、遅い時間まで利用する乳幼児は、安定的な保育サービスを利用することができず、また保育教師は、適正勤務時間が保障されていない問題があった。そのため、保育時間を基本保育と延長保育に区分し（嬰幼兒保育法第17条第2項新設）、保育時間別に専任保育教師を配置することになる（嬰幼兒保育法第24条の2新設）。すなわち、2016年に導入された「需要者に合わせた保育サービス」は廃止され、すべての0～5歳児が利用できる基本保育（9時～16時）と、必要によって提供される延長保育（16時～19時30分）

表3 乳幼児保育料の支援金額

（単位：ウォン）

区分		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
親保育料	基本クラス	454,000	400,000	331,000	220,000	220,000	220,000
	短時間利用クラス	354,000	311,000	258,000	—	—	—
緊急保育バウチャー		60,000	60,000	60,000	—	—	—
基本保育料		485,000	264,000	179,000	—	—	—

出所：保健福祉部ホームページ「保育事業企画（嬰幼兒保育料）」より筆者作成

表4 幼児学費の支援金額

（単位：ウォン）

区分	年齢	国公立幼稚園	私立幼稚園
幼児学費	3～5歳	60,000	220,000
放課後課程費	3～5歳	50,000	70,000

出所：教育部（2019c）「2019年度幼児学費支援計画」より筆者作成

表5 養育手当の支援金額

(単位：ウォン)

年齢（か月）	養育手当	年齢（か月）	農漁村養育手当	年齢（か月）	障害児童養育手当
0～11か月	200,000	0～11か月	200,000	0～35か月	200,000
12～23か月	150,000	12～23か月	177,000		
24～35か月	100,000	24～35か月	156,000		
36か月以上～ 86か月未満	100,000	36～47か月	129,000	36か月以上～ 86か月未満	100,000
	100,000	48か月以上～ 86か月未満	100,000		
	100,000		100,000		
	100,000		100,000		

出所：保健福祉部ホームページ「保育事業企画（家庭養育手当）」より筆者作成

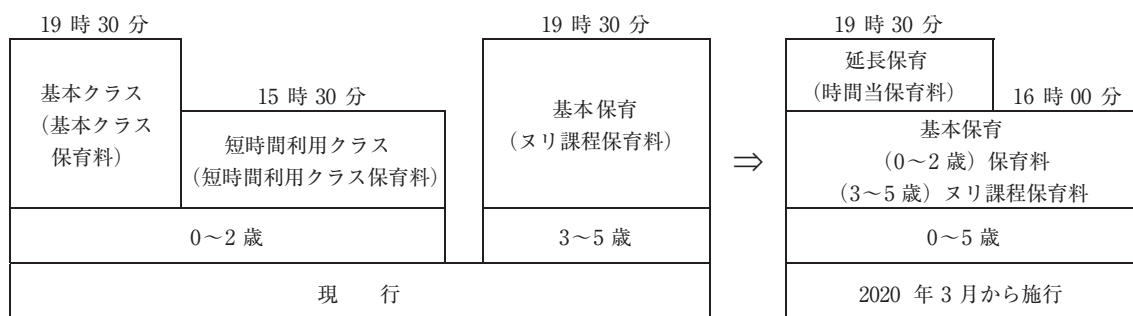


図1 嬰幼兒保育法及び施行規則の改正によって変わる保育サービス

出所：保健福祉部（2019c）「報道資料—嬰幼兒保育法施行規則改正案立法予告—」より筆者作成

表6 2020年3月から新設される延長保育料

(単位：ウォン、時間当たり)

区分	0歳及び障害児クラス	1～2歳児クラス	3～5歳児クラス
支援単価	3,000	2,000	1,000

出所：保健福祉部（2019c）「報道資料—嬰幼兒保育法施行規則改正案立法予告—」より筆者作成

の2段階の保育支援体制になる（図1）。延長保育の利用については、3～5歳児は、必要な場合に申請することで利用することができ、0～2歳児は、共働き、多子女、求職活動等長時間保育の必要性が確認された場合に利用することができる。ただし、延長保育を申請しなくても緊急保育需要が発生した場合には、延長保育を利用することができる。そのため、従来の「緊急保育バウチャー」は廃止となる。また、延長保育の専任保育教師が配置され、15時に出勤し、引継ぎ後16時～19時30分までの保育を担当する。朝の保育は、7時30分～9時まで統合クラスで運営され、担任保育教師が交代で保育を担当する。さらに、保育料については、基本保育料に基

本保育時間だけではなく、9時前の朝の保育時間及び16時～17時の降園指導時間が含まれる。また、延長保育料が新設され、17時以降1時間当たりの単価を決めて支援するため（表6）、保護者が延長保育を利用する際に追加負担をする必要はない。なお、自動出欠システムを導入し、乳幼児の保護者に登園・降園状況をメッセージで知らせる「登降園安心知らせサービス」を提供し、このシステムを通して延長保育料が自動的に算出されることになり、園長と保育教師の行政業務の負担を減らし、保育に集中できる効果と、保育予算の不正使用を防ぎ、効率よく使用することが期待できる。

6. 韓国の無償保育政策の効果及び課題

(1) 無償保育政策の効果

韓国の無償保育政策は、保育料・幼児学費及び養育手当の支援対象を拡大する方向へ推進され、2013年にすべての乳幼児の保育・幼児教育の無償化を果たした（表2）。この保育無償政策の期待される効果としては、まず、子育て世帯の養育費負担の軽減があり、その効果が母親の就労機会の増加や次子出産希望へつながることが挙げられる。

無償保育政策の効果に関する研究は、韓国保健社会研究院の「韓国福祉パネル調査」や韓国女性政策研究院「女性家族パネル調査」、保健福祉部の「全国保育実態調査」などのデータを用いて分析することが多く、子育て世帯の養育費負担の軽減効果については、多数の研究が養育費負担を軽減させたという結果を示している（パクほか2014；イほか2016；チョンほか2016；キム2017；チェ2017；イ2018）。しかしながら、このような支援が私教育に再投資される現状も指摘している。保育料・幼児学費の支援が私教育をスタートするきっかけとなり、保育料支援の拡大後、私教育費が増加したことが明らかになった（イほか2015；チョンほか2016；チェ2017；イ2018）。このことから、保育料支援が余分の可処分所得を生み、施設保育以外の教育やサービス利用等に使うよう促すこととなり、養育費の追加支出が発生することもあると指摘している。また、乳児世帯と幼児世帯の対象別養育費を「韓国福祉パネル調査」を用いて分析したイ（2018）によると、乳児世帯は養育費が軽減（月236,000ウォン）された反面、幼児世帯は養育費が増加（月74,000ウォン）し、幼児の場合、保育料の支援によって余ったお金を特別活動や塾、ベビーシッターなどの施設保育以外の保育サービス・私教育の利用に使っているという。また、イ（2018）は、軽減効果がみられた乳児世帯の場合、2016年の乳児のオリニジップ利用率が36%であることから、これを利用している一部の乳児世帯だけが養育費軽減の恩恵を受けていることと、幼児世帯の場合は、経済力の差によって幼児が受ける保育サービスの質に差が生じてしまうことから、無償保育政策の遂行方法の適切性等について検討が必要であると指摘している。一方で、同じく

乳児世帯と幼児世帯の養育費を「女性家族パネル調査」から分析したチェ（2017）は、乳児世帯では増加し、幼児世帯では減少したと、イ（2018）とは反対の結果を示している。特に乳児世帯の場合、無償保育政策により、オリニジップの利用が増え、オリニジップで行われる特別活動（英語、体育、音楽など）等に参加せざるを得ない状況となり、そのため、私教育費が増加していると指摘し、私教育の過熱を防ぐ対策が必要であると述べている。また、幼児世帯において所得階層別に養育費の支出水準の偏差が大きいということは、イ（2018）の指摘と同じで結果である。以上のことから、養育費負担の軽減効果はあるものの、私教育の拡大につながる傾向になっていることと、所得階層による保育・幼児教育の質に差が生じていることが課題であると考えられる。

次に、母親の就労機会が増加したかについてみると、2018年全国保育実態調査によると、乳幼児の母親の就職率は、2012年35%から2018年44%へ増加し（イほか2018：635）、オリニジップの利用開始年齢も2015年26.5か月から2018年22.3か月へ早くなったことがわかる（イほか2018：187）。このような結果から、母親の就労機会が増加したことと、オリニジップの利用が普遍的養育形態であるという認識が広まったことがわかる。

さらに、出生率の増加や次子出産希望についてみると、パク（2018）は、保育施設教師の認識調査の結果より、出生率の増加にあまり役に立たないと述べている。前述したように合計特殊出生率と出生児数が減少し続けていることから、次子出産の効果があるとは考えられない。つまり、養育費負担が少し減っただけでは、「もう一人産みたい」とモチベーションが上がることはない。また、2018年全国保育実態調査によると、次子出産計画について75.5%が「ない」と回答しており（イほか2018：170）、理由としては、「養育費負担」よりは、「現在の子どもの人数に満足しているため」の回答が多く、その背景には、そもそも子どもの出産への欲求が低い社会の雰囲気があると考えられる（イほか2018：181）。これらのことから、出生率を上げるためには、子育て世帯への支援だけではなく、社会全体の結婚・出産に対する認識を高める必要があり、そのためには、若い世代に結婚と出産を選択しても生活の質が

下がることなく、幸せになれるという希望を持たせることと、子育てと仕事を両立しやすい環境づくりのため、性平等な職場と社会を実現することが重要であると考えられる。

(2) 無償保育政策に対する保護者と保育施設教師の認識

保護者と保育施設教師の満足度や態度等についてみると、カンら（2015）によると、保護者は、養育手当を受けて家庭で養育することより、保育施設に預けることを選択しており、養育への責任感や子どもの情緒的安定より、保護者の育児負担の軽減を求めていることがわかる。また、保育の質を気にして国公立保育施設の利用を希望しているという。さらに、無償保育政策の必要性について保護者は必要と回答した反面、園長は、どちらともいえないと回答していたことから、無償保育政策に保護者は満足しているが、園長は満足しているとはいえないと指摘した。また、キムら（2016）は、乳児クラスの保育教師は、共働き家庭の利用については肯定的な態度を示した反面、専業主婦の利用については否定的な態度を示したと述べており、無償化以降、乳児の利用増加とともに、母親の公保育に依存する傾向が高くなったと指摘している。パク（2018）は、保育施設の教師は、無償保育による教育機会の拡大や養育費負担が軽減されたことに満足しているものの、親の所得水準に合わせて支援内容を差別化することが必要であると認識し、利用児童数の増加による保育の質の低下や家庭養育機能の低下、予算不足による無償保育政策の中断への不安感などを問題点として認識していると述べた。本稿では、詳しく取り上げていないが、無償保育政策には当然のことながら、財源が必要であり、予算確保の問題で数回中断の危機に直面してきた（フォン2013）。実際、ヌリ課程の予算編成をめぐる、政府と市道教育庁（日本の教育委員会に当たる）が対立し、2017年まで葛藤が続いたが、2018年からオリニジップのヌリ課程の予算を全額国庫で支援することとなり、無償保育政策の財政安定化が図られた（ヨン・カン2018）。

最後に、2018年全国保育実態調査における保育政策に対するオリニジップ園長と保育教師の満足度について述べる（ユほか2018：465-467）⁴⁾。0～5

歳児の全面無償保育の実施について園長の53.8%と保育教師の60.0%が「満足している」であり、養育手当について園長の67.3%が「満足していない」であることにに対して保育教師の57.3%が「満足している」であった。ヌリ課程について園長の75.5%と保育教師の79.2%が「満足している」であり、保育統合情報システムについて園長の88.9%と保育教師の71.6%が「満足している」、アイヘンボクカードについても園長の83.6%と保育教師の80.5%が「満足している」と回答し、これらの政策に満足度が高いことがうかがえる。それに対し、CCTV（監視カメラ）設置の義務化については、園長の58.4%と保育教師の50.4%が「満足していない」、評価認証制度についても園長の62.8%と保育教師の74.3%が「満足していない」と回答したことから、CCTV（監視カメラ）や評価認証関連業務が負担となって否定的な認識を持っていることがうかがえる。

(3) 無償保育政策の課題

今まで述べた無償保育政策の現状及び効果等を踏まえ、無償保育政策の課題について述べる。第1に、家庭の養育力の低下や乳児への情緒面への影響である。無償保育政策により、母親の公保育への依存度が高まっただけでなく、乳児が情緒的発達の最も大切な時期に長時間家庭ではない場所で集団生活をする中で、父母との愛着形成に支障をもたすことが懸念される。第2に、保育料・幼児学費の支援と養育手当の不公平問題である。保育料・幼児学費の支援金より養育手当が少ないことから、保育施設を利用している世帯より家庭で養育している世帯の経済的負担が大きいことも今後議論すべき課題である。また、家庭で養育していると損失を被るという認識が形成され、家庭で十分に養育できる状況でも早い時期から保育施設に預ける傾向となり、その結果、利用増加を招き、保育の質の低下につながってしまったこと、さらには保育サービスが必要な人が待機状態になり、利用できない状況が発生していることが問題であると考えられる。第3に、親の負担増加と、私教育の拡大問題である。通常の保育施設の利用費は、保育料や幼児学費が支給されることによって、大体賄えるはずである。しかしながら、保育料や幼児学費以外に特別活動費、入学金、現場学

習などに参加するための参加費などが発生し、親の負担を大きくし、その結果、養育費負担の軽減効果が薄れることとなった。また、高所得層世帯は子どもに対する私教育支出を増やしている傾向がある。無償保育によって余ったお金を英語や体育、音楽等の私教育に使っているため、親の経済力の差によって教育格差が広がってしまう恐れがある。第4に、全面無償化の妥当性の問題である。「高所得層には少しでも負担させるべきである」「支援が必要ない人まで支援をする必要があるのか」など、親の所得にあわせて保育料・幼児学費を選別的に支援する必要があるという主張が続いている。2018年全国保育実態調査においても園長の5割弱、保育教師の4割が否定的に考えていることがわかる。第5に、保育の質の低下問題である。保育施設の利用増加による保育教師不足及び負担増加が保育の質の低下を招き、保育教師による児童虐待が社会問題となり、CCTV（監視カメラ）の設置も義務付けられた。政府は、保育の質を高めるために、オリニジップの義務評価制の導入、幼児中心・遊び中心の教育課程（ヌリ課程）の改正、「学科制」の導入等の資格体制の改編、保育支援体制の改編等、様々な改善策を講じている。これらの改善策が成功的に施行され、保育の質の向上につながる効果が得られるように、バックアップしていくことが課題である。

7. おわりに

本研究では、韓国における無償保育政策の展開、効果及び課題について検討した。無償保育政策により、養育費負担の軽減や母親の就労増加など、肯定的な効果がみられたものの、家庭養育力の低下や私教育の拡大、保育の質の低下などの課題も明らかになった。ここでは、今までの検討結果を踏まえ、日本への示唆について述べる。

韓国は日本よりもさらに少子化が進み、将来国家存続まで脅かされる危機として認識し、様々な少子化対策を講じている。かつては先に少子化を経験した日本の制度を参考にしながら、少子化対策を考えたものの、最近では日本が今まで実施していない対策も実施しようとしている（金2019）。特に日本より先立ち全面無償保育政策を実施し、その結果現れた

様々な問題を解決するために、次々と改善策を出している。このような韓国の状況について、日本が注目すべき点はいくつかある。第1に、少子化対策のパラダイムの転換である。今まで子育て世帯に対する所得支援政策を中心に「合計特殊出生率の引き上げ」を目指してきたことから、すべての世代の生活の質を改善する方向へと政策のパラダイムの転換を図ったことである。晩婚化・非婚化の原因である雇用・住宅等の社会・経済的問題の解決を目指す方向性は、ますます生涯未婚率が上がっている日本に与える意味は大きいと考えられる。第2に、無償保育政策の対象範囲である。日本の幼児教育・保育の無償化の対象は、認可保育施設に通う住民税非課税世帯の0～2歳児と、幼稚園や保育所に通う3～5歳児であり（厚生労働2019）、韓国のように保育施設を利用してない乳幼児のいる世帯に支給される養育手当に該当する支援策はなく、韓国よりも対象の範囲は狭いのが現状である。そのため、すべての子育て世帯の公平な養育負担の軽減を目指すのであれば、支援対象の範囲について検討する必要があると考えられる。第3に、無償保育政策による私教育の拡大である。韓国の政策も日本の政策も養育費負担の軽減を狙いに制度設計をしているという共通点がある。しかしながら、韓国では、私教育の拡大により養育費負担の軽減効果が薄れてしまい、場合によっては親の負担が増えることもある現状は、日本が参考とすべき点である。これから日本においても、無償化で得られた経済的負担の軽減効果が、次子出産へつながるのか、それとも子どもや家庭への出費を増やすことになるのか注目したい。第4に保育の質の低下に対する対策である。日本でも幼児教育・保育の無償化をめぐり、保育の質の低下が懸念されている。韓国政府は、CCTV（監視カメラ）や義務評価制、保育支援体制の改編等の様々な対策を講じている。今後このような対策が保育の質の改善にどのように影響するのか、日本にも参考になると考えられる。第5に、韓国の保育ICTシステムである。前述したように韓国の保育現場に導入されている保育統合情報システムやアイヘンボクカードに対する保護者や保育教師の満足は高く、2020年3月からは、「登降園安心知らせサービス」も導入される予定である。保護者の安心感・利便性はもちろん、保育教

師の行政業務負担を軽減し、保育に集中できる効果も期待できる。最近では連絡帳もモバイルアプリケーションを利用するケースが増えている。日本の保育現場においてもICT化が期待されているものの、まだ進んでいない現状がある。今後、韓国の保育政策におけるICTシステムは、日本の保育ICT化を進める際に参考になると考えられる。

韓国も日本もすべての子どもが同じスタートラインに立ち、夢と希望を持って成長していけるように、未来への投資として無償化政策を展開している。しかしながら、制度実施をめぐっては乗り越えなければならない課題も多い。このような現状を互いに直視することで、問題を未然に防ぐことや、課題解決へのヒントを得ることができると考えられる。

注

- 1) 本稿における「無償保育政策」は、保育と幼児教育の無償化政策を意味する。
- 2) 「単位認定等に関する法律」に基づき、学校だけではなく、社会教育院等で行われる多様な形態の学習を単位として認定し、一定の要件（学士：140単位以上、専門学士：2年制80単位以上、3年制120単位以上）を満たした場合、学士の学位が取得できる制度である。評価認定を受けた学習課程を修了した者に学歴認定と学位取得の機会を提供することで、生涯教育の理念を具現化することを目的としている。
- 3) 2009年9月に需要者中心の保育政策を実現するために、保育電子バウチャー制度（「アイサラン(子ども愛)カード」）が導入されたが、2015年1月から幼稚園の教育費の支払いに使われた「アイジュルゴウン(子ども楽しい)カード」と統合され、新しく「アイヘンボク(子ども幸福)カード」となった。現在、「アイヘンボクカード」は、オリニジップ及び幼稚園の保育料・幼児学費の支払いに使われている。
- 4) 「非常に満足している」と「まあまあ満足している」を合わせて「満足している」、「あまり満足していない」と「全く満足していない」を合わせて「満足していない」とまとめた。

文献

イシュクジン（2017）「幼保統合のための保育教師の資格条件及び養成体制に関する研究」水原大学校行政大学院保育行政専攻修士学位論文, p. 84.

- イジョンウォンほか（2018）『2018年全国保育実態調査—世帯調査報告—』育児政策研究所, p. 170, 181, 187, 635.
- イチェジョン（2018）「無償保育政策の嬰幼兒の年齢別の養育費用の軽減効果の分析」『韓国政策学会簿』27(2), pp. 109-132.
- イユンシクほか（2016）「嬰幼兒保育料支援の範囲拡大の効果に関する研究」『韓国政策学会誌』25(3), pp. 429-453.
- イユンジン他（2015）「無償教育・保育政策としてのヌリ課程の現況と改善方案」『育児政策研究』9(2), pp. 113-136.
- カンヨンヒ・ムンヨンシム（2015）「無償保育政策に対するオリニジップの保護者と園長の満足度比較研究」『韓国育児支援学会学術大会誌』pp. 154-156.
- キムウンジョン（2017）「嬰幼兒保育料支援政策が家計保育費及び教育費支出に与える影響」『韓国保健社会研究院第13次人口フォーラム—主要少子化対策の成果と今後の発展方向—』pp. 29-54.
- キムキファ・楊ソンウン（2016）「嬰児無償保育に対する保育教師の態度分析」『韓国保育支援学会誌』12(1), pp. 123-142.
- 金明中（2019）「韓国における無償保育の現状や日本に与えるインプリケーション」『基礎研レポート』ニッセイ基礎研究所, pp. 1-16. (<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=61212?site=nli>, 閲覧日2019年8月13日)
- 教育部（2015）「教育部告示第2015-61号 改正幼稚園教育課程」(<https://www.moe.go.kr/boardCnts/view.do?boardID=312&boardSeq=58557&lev=0&searchType=null&statusYN=C&page=7&s=moe&m=0301&opType=N>, 閲覧日2019年8月21日)
- 教育部（2018）「幼児教育発展基本計画」(<https://www.moe.go.kr/boardCnts/view.do?boardID=312&boardSeq=74965&lev=0&searchType=null&statusYN=C&page=1&s=moe&m=0301&opType=N>, 閲覧日2019年8月21日)
- 教育部（2019a）「2018年幼稚園現況」(<https://www.moe.go.kr/boardCnts/view.do?boardID=312&boardSeq=78364&lev=0&searchType=null&statusYN=W&page=1&s=moe&m=0301&opType=N>, 閲覧日2019年9月1日)
- 教育部（2019b）「報道資料2019改正ヌリ課程確定・発表」(<https://www.moe.go.kr/boardCnts/view.do?boardID=294&lev=0&statusYN=W&s=moe&m=0204&opType=N&boardSeq=78061>, 閲覧日2019年8月21日)

- 教育部 (2019c) 「2019年度幼児学費支援計画」 (<https://www.moe.go.kr/boardCnts/view.do?boardID=312&boardSeq=77286&lev=0&searchType=null&statusYN=W&page=1&s=moe&m=0301&opType=N>, 閲覧日 2019年8月21日)
- 教育部ホームページ「政策情報公表—幼児教育—」 (<https://www.moe.go.kr/boardCnts/list.do?boardID=312&m=0301&s=moe>, 閲覧日 2019年9月1日)
- 呉地初美 (2014) 「韓国の幼児教育の現状と課題—『スリ課程』を中心に—」『日本教育史論集』第1号, pp. 51-58.
- 厚生労働省 (2019) 「幼児教育・保育の無償化について」 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_01659.html, 閲覧日 2019年9月20日)
- 国民日報 (2018) 「5年間国公立幼稚園2600学級新設…就園率40%へ拡大」 2018年2月23日付 (<https://www.kmib.co.kr>, 閲覧日 2019年9月8日)
- 国民日報 (2019) 「国公立オリニジップ毎年550か所新設…補助金不正受給の処罰の強化」 2019年2月28日付 (<https://www.kmib.co.kr>, 閲覧日 2019年9月8日)
- 国家法令情報センター「嬰幼兒保育法」「幼児教育法」「教育基本法」「単位認定等に関する法律」 (www.law.go.kr, 閲覧日 2019年8月19日)
- ソジョンユン (2016) 「無償保育政策に対する批判的考察—ジェンダーレジームを中心に—」梨花女子大学学校教育大学院社会科学修士学位論文, pp. 6-12.
- チェジョンウン (2017) 「嬰幼兒無償保育の支援政策の効果性—父母の養育費負担軽減の効果を中心に—」『韓国社会保障学会定期学術大会』2017(1), pp. 181-203.
- チョンスジほか (2016) 「保育費支援対象の拡大による所得階層別幼児保育費及び私教育費の変化—無償保育政策の施行を中心に—」『児童学会誌』37(2), pp. 27-42.
- 鄭晶姫 (2015) 「韓国幼児教育・保育の現状と発展の課題」『日本保育学会第68大会学術交流講演資料』pp. 1-14.
- 統計庁 (2019) 「人口動態件数及び動態率推移」 (http://kosis.kr/statHtml/statHtml.do?orgId=101&tbId=DT_1B8000F&vw_cd, 閲覧日 2019年9月24日)
- 内閣府 (2018) 「第2節人づくり革命【特集】」『平成30年版 少子化社会対策白書』(<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2018/30pdfhonpen/pdf/s2-2.pdf>, 閲覧日 2019年8月21日)
- パクスヒョン (2018) 「無償保育政策に関する幼児教育機関教師の認識及び満足度に関する研究」韓国外国語大学学校教育大学院幼児教育専攻修士学位論文, pp. 8-13, 78-87.
- パクミキョンほか (2014) 「保育政策の効果性評価の研究」『韓国政策学会簿』23(3), pp. 241-272.
- フォンオクキョン (2013) 「嬰幼兒無償保育政策の分析」『韓国保育支援学会誌』9(1), pp. 81-100.
- 保健福祉部 (2015) 「第2次少子化・高齢社会基本計画」 (http://www.mohw.go.kr/react/gm/sgm0601vw.jsp?PAR_MENU_ID=13&MENU_ID=1304020702&CONT_SEQ=327714, 閲覧日 2019年8月21日)
- 保健福祉部 (2017) 「3次中長期保育基本計画」 (http://www.mohw.go.kr/react/al/sal0301vw.jsp?PAR_MENU_ID=04&MENU_ID=0403&CONT_SEQ=343320, 閲覧日 2019年8月21日)
- 保健福祉部 (2019a) 「第3次少子化・高齢社会基本計画(修正案)」 (http://www.mohw.go.kr/react/gm/sgm0601vw.jsp?PAR_MENU_ID=13&MENU_ID=1304020702&CONT_SEQ=327714, 閲覧日 2019年8月21日)
- 保健福祉部 (2019b) 「2018年保育統計—オリニジップ及び利用者統計—」 (http://www.mohw.go.kr/react/jb/sjb030301vw.jsp?PAR_MENU_ID=03&MENU_ID=0321&CONT_SEQ=348897, 閲覧日 2019年8月28日)
- 保健福祉部 (2019c) 「報道資料—嬰幼兒保育法施行規則改正案立法予告—」 (http://www.mohw.go.kr/react/al/sal0301vw.jsp?PAR_MENU_ID=04&MENU_ID=0403&CONT_SEQ=350909, 閲覧日 2019年9月20日)
- 保健福祉部ホームページ「保育政策—保育政策の沿革, 保育事業企画(嬰幼兒保育料, 家庭養育手当), 保育基盤(3~5歳年齢別スリ課程, オリニジップ評価制)—」 (http://www.mohw.go.kr/react/policy/index.jsp?PAR_MENU_ID=06&MENU_ID=064001, 閲覧日 2019年8月21日)
- 保健福祉部ホームページ「2008-2012年保育事業案内」 (www.mohw.go.kr/react/al/sal0101ls.jsp?PAR_MENU_ID=04&MENU_ID=040102&BOARD_FLAG=01, 閲覧日 2019年8月21日)
- ユヘミほか (2018) 『2018年全国保育実態調査—オリニジップ調査報告—』育児政策研究所, pp. 465-467.
- ヨンジヒョン・カンインソン (2018) 「教育の公共性強化のためのスリ課程の発展方向に関する研究—葛藤原因と発展方案を中心に—」『社会科学論叢』21(1), pp. 131-155.
- 連合ニュース (2018) 「少子化パラダイムの転換…出産奨励→生活の質の改善」 2018年12月7日付 (<https://www.yna.co.kr>, 閲覧日 2019年9月8日)

受付日 2019年 9 月30日

受理日 2019年10月29日

Abstract

The purpose of this study is to examine the development and challenges of free childcare policies in Korea and to suggest some implications for Japan. First of all, Korea's low birthrate problem and the solutions were reviewed and then, the outline of daycare centers and kindergartens that are Korea's childcare facilities, common curriculum (Nuri), nursery teachers and kindergarten teachers were treated. For changes of childcare and education policies, the enactment of the Infant and Child Care Act and the Early Childhood Education Act, 1st ~ 3rd Mid- and Long-term Childcare Basic Plan were focused on. The free childcare policy consists of financial aid for childcare fees and home childcare allowance; and in this study, the related the framework, targets and grants were reviewed. The free childcare policy reduced the burden of child support expense and increased the mother's employment rate but it did not seem to affect the increase in birth rate. The issues to be addressed in the free childcare policy are as follows: degraded child rearing in the family due to increased use of childcare services and deterioration of childcare services; imbalance between financial aid for childcare fees and home childcare allowance; gap in education due to increased private education, etc.

Keywords: Free Childcare Policies, Financial aid for childcare fees, Home childcare allowance